

令和 2 年
9 月号

フラワータウン 交番だより

三田警察署

☎079-563-0110

管内の犯罪情勢 (7月16日から8月15日)

盗難被害 自転車盗被害 2 件 駐輪時は、必ず鍵を掛けましょう
振り込め詐欺の架電依然多発しています。 要注意！

【秋の全国交通安全運動】

| | |
|------|--|
| 期 間 | 令和2年9月21日(月) から 9月30日(水) 9月21日は、「交通安全意識を高める日」 9月30日は、「交通事故死ゼロを目指す日」 |
| 運動重点 | 1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保 2 高齢運転者等の安全運転の励行 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止 |

【妨害運転罪の創設】

令和2年6月30日、改正道路交通法施行により、いわゆる「あおり運転」に対する罰則が強化され、「妨害運転罪」が創設されました。

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(※10類型の違反。下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数 25点 免許取消し(欠格期間2年)
※前歴や累積点数がある場合には最大5年

2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数 35点 免許取消し(欠格期間3年)
※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10類型の違反



- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！
- あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！